

各務原市告示第32号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条第1項の規定により、特定悪臭物質の規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月22日

各務原市長 森 真

1 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

- ア アンモニア 1 PPM
- イ メチルメルカプタン 0.002 PPM
- ウ 硫化水素 0.02 PPM
- エ 硫化メチル 0.01 PPM
- オ 二硫化メチル 0.009 PPM
- カ トリメチルアミン 0.005 PPM
- キ アセトアルデヒド 0.05 PPM
- ク プロピオンアルデヒド 0.05 PPM
- ケ ノルマルブチルアルデヒド 0.009 PPM
- コ イソブチルアルデヒド 0.02 PPM
- サ ノルマルバレルアルデヒド 0.009 PPM
- シ イソバレルアルデヒド 0.003 PPM
- ス イソブタノール 0.9 PPM
- セ 酢酸エチル 3 PPM
- ソ メチルイソブチルケトン 1 PPM
- タ トルエン 10 PPM
- チ スチレン 0.4 PPM
- ツ キシレン 1 PPM
- テ プロピオン酸 0.03 PPM
- ト ノルマル酪酸 0.002 PPM
- ナ ノルマル吉草酸 0.0009 PPM

ニ イソ吉草酸 0.001 PPM

2 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準

ア 次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

この式において、 q 、 $H e$ 及び $C m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$H e$ イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$C m$ 1 に規定する特定悪臭物質ごとの値（単位 100 万分率）イに規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H e = H o + 0.65(H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、 $H e$ 、 $H o$ 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H e$ 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$H o$ 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度 15 度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

3 工場その他の事業場から排出される排水に含まれる特定悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの排出水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

k 次表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m 1に規定する特定悪臭物質ごとの値（単位 100万分率）

1	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	3.2
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	6.3
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9